

令和5年3月29日招集

第34回

# 定例総会議事録

加茂市農業委員会

## 第 34回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年3月 29 日午前 9 時 30分から下記議案審議のため第 34回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

### 記

第 104 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について

第 105 号議案 加茂市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君		3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

2番 西村修市 君	10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君
12番 笠間栄一 君	19番 永井尚文 君	

本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君	次長 美原 暁君
------------	----------

(開会時刻:午前9時30分)

議長(加茂重夫君)

おはようございます。

これから農作業が大変忙しくなりますので、くれぐれも健康に気を付けて事故の無いように、農業委員として農家の見本となるようにしていかなければならないと思っておりますので皆さんよろしくお願いを申し上げます。

本日はご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、2番 西村修市君、10番 吉村陽介君、11番 渡邊繁明君、12番 笠間栄一君、19番 永井尚文君であります。

ただ今の出席農業委員数は、14名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第34回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

議長(加茂重夫君)

異議がないようでございますので、13番 梅田守康君、14番 坂上武久君を指名いたしますので、よろしくお願いいいたします。

議長(加茂重夫君)

それでは議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第104号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、XXXXXXXXXXは、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(XXXXXXXXXX退席)

議長(加茂重夫君)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

【議案第104号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和5年4月10日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第104号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

参考資料2の1ページの整理番号利-5-63から71については、農地中間管理事業による利用権設定で、63から66までが、所有者から農地中間管理機構への貸付で、67から71が農地中間管理機構から耕作者への貸付けとなります。

参考資料2の4ページの(2)所有権移転関係は農地移動適正化あっせん事業によってあっせん委員から結び付けていただき成立した売買となります。

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい、7番。

7番(飯岡佐治雄君)

7番 飯岡です。

利-5-80の[ ]さんは平成園に入っているから石川二丁目2473-1で、住民票が移っているということですか。

事務局(美原 暁君)

はい、事務局 美原です。

委員のおっしゃられるとおり、平成園の住所になっています。

議長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし。)

議長(加茂重夫君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(加茂重夫君)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席を求めます。

([ ] 着席)

議長(加茂重夫君)

退席委員に報告します。本議案については、可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第105号議案

「加茂農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

事務局長 大竹です。

議案の2ページをお願いいたします。

【議案第105号朗読後、説明】

農業委員会等に関する法律の第7条で、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に努めなければならないとされており、この規定に基づき当委員会においても指針を策定しています。この指針は、地域の農地利用の将来の構想を描くもので、農地等の利用の最適化を推進するため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の推進の3点について具体的な数値目標とその推進方法を定めることとされています。当委員会では指針の目標年次及び内容の設定に関して、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき加茂市で策定している「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」(基本構想といいます。)に準じて設定し、目標年度は令和5年度となっています。

農業委員会等に関する法律は昨年5月に改正されており、指針策定の根拠となっている法第7条も改正されました。この改正により、指針の策定は義務化されるとともに、これから市に於いて策定される地域計画と農業委員会との関わり等を規定することとされました。

今回、北陸農政局から農業会議を通じて、4月1日に施行される改正後の農業委員会法の内容を指針に反映させるように求められたことに対応し、改定することとしたものです。

別冊の第105号議案加茂市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)をご覧ください。

改正法の内容を踏まえて事務局で作成した改定案となります。改定する部分を下線で示してあります。

今回の主な改定事項については、第105号議案関係資料により説明いたしますので、ご覧ください。

主な改定事項の一つ目は、法改正により「地域計画」が定められた場合、当該目標を達成するための具体的な措置に関して農業委員会が果たす役割を加えることになりましたので、「地域計画」に基づく農地中間管理機構を活用した農地の利用調整の取組み、また、策定後の地域計画の目標を達成するために農業委員会が果たすべき役割を新たに規定しました。指針の改定案をご覧ください。第1の基本的な考え方の中に中間管理事業の必要性を加えました。また、3ページ目の2の(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の①に「地域計画」の作成見直しに関与すること、②及び④で農地中間管理機構の活用を、農業委員会が果たすべき役割として規定しました。また、4ページ目の一番下の第3に「地域計画」の目標を達成するための役割を記載しました。

関係資料の改定事項の二つ目をご覧ください。指針は、地域で効率的で安定的な農業経営の育成を図るため農業経営基盤強化促進法に基づき作成している県の基本方針や市の基本構想を踏まえて作成することとされています。令和5年度に県の基本方針や市の基本構想は変更が予定されていますので、指針の作成に関しては変更後の県の基本方針や市の基本構想を踏まえて作成することを改めて規定しました。指針の改定案をご覧ください。これについては、指針の第1の基本的な考え方の中段より下の部分に記載しました。

関係資料の改定事項の三つ目をご覧ください。改正された農業委員会法では、指針の各目標の達成状況の評価方法を定めると規定されました。この規定に基づき、指針の最適化推進に係る各目標に、目標の達成状況の評価方法を加えました。指針の改定案をご覧ください。遊休農地の発生防止・解消については2ページの1の(3)、担い手への農地利用の集積・集約化については3ページの2の(3)、新規参入の促進については、4ページの3の(3)の項目に目標の達成状況の評価方法を記載しました。

関係資料の改定事項の四つ目をご覧ください。改定事項の四つ目は、指針の改定にあたり全国農業会議所から示された指針の参考例が示されたことから、その参考例に倣いその他の字句の追加、修正を行ったものです。

以上の改定内容で案を作成いたしました。

なお、最適化推進に係る3つの目標については、今年9月に加茂市の農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更が予定されていますので、その変更を踏まえ見直しする予定です。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君) 事務局の説明が終わりました。

7番(飯岡佐治雄君) これに対してご質問、ご意見はございませんか。

7番(飯岡佐治雄君) 7番飯岡です。

1番のところ新たに役割を規定したとか、指針を設けるようにしたとか、いろいろ書いてありますけれども、こう見ていくと今よりも仕事が増えるのか。増えるという事は、事務局の職員が忙しくなるわけ。それとも、農業委員の方が手分けして、あれもしなければ駄目、これもしなければ駄目というふうなことになるのか。

議長(加茂重夫君) はい、事務局。

事務局(美原 暁君) 事務局 美原です。

地域計画をこれから策定することになりますが、その策定の段階では農業委員さん、推進委員さんの協力を得ながら計画を策定していく形になるかと思えますし、計画策定後は、その計画に基づいて、また、集積等を進めていただく時に、農業委員さん、推進委員さんの協力を仰ぐことになるかと思えます。

事務局は、その辺のお手伝いをしていく形になりますので、どのくらい事務量が増えるのかは明確に分かってはいません。

よろしいでしょうか。

7番(飯岡佐治雄君) 市長交渉の時に、自分には行かなかったけれども、事務局の仕事が増えるから人間をお願いしたいという話がありましたよね。

人員に関してはそういう結果なんだけれども、そこが心配。

来年に1人臨時増の要望をしますよという話を聞いた。それが、そのままだったので、これから先どうなるのか心配です。

事務局(大竹久範君) 事務局長 大竹です。

要望を上げていただきありがとうございます。ただ、それがなかなか反映されなくてこういう結果になったわけですが、動いてみて人員が足りなければ要望していくことになるかと思えますけれども、今のところは内示もでてしまいましたので、今、それで対応していくしかないと思っています。

議長(加茂重夫君) 私も新年会の時、市長さんの隣でございましたので、そういうところは、私の近所でございますので、きつくは言わなかったのですけれども話はしました。何も効き目は有りませんでしたね。

7番(飯岡佐治雄君) 市長に言ったから、そうですか、じゃあ増員しますよ。そんな簡単には行かないと思えますけれども、今の美原さんの机の周りを見ていると、ものすごいなと思えて。新たに規定したとか、指針を策定したとか。仕方ないんだろうけれども仕事量が心配で。今度局長が新しくなるから、また考えも変わるのかもしれない。

議長(加茂重夫君) 私も南区で話をしました。向こうは7名でございます。こちらは2、3人ですね。半分以下。何とかしてくださいとは言いましたがね。市の事情なのでしょうけれど。

<p>議長(加茂重夫君)</p> <p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>他にご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく声なし。)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について承認することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)</p> <p>挙手、全員でありますので、本議案は承認することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前 10 時 17 分)</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p> <p>事務局(大竹久範君)</p>	<p>これより、報告案件をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>はい、事務局長 大竹です。 議案の 3 ページをお願いいたします。</p> <p><b>【報告第 1 号朗読後、説明】</b></p> <p>このたびの照会は、民事執行法による売却の対象となった土地の登記地目が農地であったことから来たものと思われま。裁判所からこの照会があった場合は、法務局の登記官から照会があった場合の調査手順に準じて調査を行うことになっております。</p> <p>調査は農業委員等3名以上と事務局職員で現地調査を行い、その結果を総会に諮り、議決を経た上で、農業委員会長名で回答するのが原則となっています。ただし照会から回答までの期限が2週間以内とされているため、総会の開催日程の都合等により適時に行なうことができない場合は、事務局長が執行官へ調査結果を報告することが通例となっています。</p> <p>このたびは、照会日から定例総会までに2週間以上の期間がありましたので、事務局長名で報告することとし、3月17日に坂内農地部会長、浅川委員及び地元農業委員として永井会長から調査をお願いいたしました。</p> <p>それでは、報告第1号資料「農地等の現況に係る照会に対する調査結果」の1ページ目をご覧ください。位置図になります。照会のあった土地は、上下条地区に所在し、県道天神林上条線に面して位置しています。2ページの案内図をご覧ください。照会のあった土地は図面の中央に表示している場所です。3ページの更正図をご覧ください。斜線で表示している土地となります。4ページは照会のあった土地の上に所在する建物の登記図面となります。図面の右側にある位置図によると、隣接地と一体利用された敷地の上に建物が所在しています。5ページは現地調査で用いた調査表です。現地は住宅の敷地となっており、調査員から非農地であることを確認いただきました。照会のあった土地には、昭和43年3月2日に現所有者の被相続人に対し、住宅敷地とすることを目的とする転用許可がされていました。なお、当該地は都市計画地域の用途地域外で、農業振興地域の農用地区域外となっています。6ページが、現地調査の結果を法務局に報告した内容です。法務局へは、照会のあった土地は住宅の敷地となっていたことから非農地として報告しました。ま</p>



た、当該土地については、許可を受けた用途に供されていることから原状回復命令は行わないとして報告しました。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本報告については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

4番(坂内長市君)

4番 坂内長市農地部会長。

4番 坂内です。

それでは、報告第1号関係資料の5ページに調査表がありますのでご覧ください。

調査は、3月17日に、浅川委員と永井会長と行ってきました。

登記官から照会のあった土地は、上下条地内を通る県道天神林・上条線沿いにある住宅の敷地として利用されていました。隣接地と一区画の敷地となっており、許可を得ていた転用事業の目的どおりの利用を確認しました。調査の内容から、照会のあった土地に農地性は残っていないことが確認できましたので「非農地」として判断し、執行官へ報告することとしました。

以上です。

事務局(美原 暁君)

すいません。事務局 美原です。

報告第1号関係資料の6ページなのですが、調査結果を執行官の方に報告した書類の写しになってます。ここで、2の土地の表示と現況地目というところで、土地所有者の氏名・住所というところが細かい字であるんですけど、その住所のところで丙93番地となっていますが、正確には■■■■と、■■を入れていただきたいと思えます。失礼しました。

議長(加茂重夫君)

引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局(大竹久範君)

はい、事務局長 大竹です。

議案の4ページをお願いします。

**【報告第2号朗読後、説明】**

番号1及び2の農用地利用集積計画は、前回の定例総会の審議で「可」とすることに決定されたものですが、効力の生じる3月10日の公告日より前に耕作者がなくなられたため、計画から削除したものです。

この農地については、増井委員や今井委員から調整を行っていただいております。別の耕作者により耕作される見通しとなっています。

5ページになります。

**【報告第3号朗読後、説明】**

番号1と3から5は同一の賃借人において、解約を希望し、所有者との間で合意され解約されてものです。

7ページになります。

**【報告第4号朗読】**

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

7番(飯岡佐治雄君)

はい、7番。

報告事項3号の関係なんですけれども、■■■■さん関係なんです、解ったら教えてください。

今回、一町以上の田を解約しますよということなんですけれども、もし、その辺の理由がありましたら教えてください。

■■■■  
議長(加茂重夫君)

はい。

■■■■さん。

私共もいろいろ増やしてやってきましたけれども、ほ場が悪いとか、機械が壊れれば経費が掛かるわけですし、そう言った点を農協さんからも、合わないところは止めて行ったらという指導を受けております。どれが合う、合わないは私の方も個人的には出せませんが、やはり私の方も経営をやっているわけです。そういった観点からこういった事態が発生しているという状態です。

14番(坂上武久君)

はい。

議長(加茂重夫君)

坂上さん。

14番(坂上武久君)

ここには載っていませんが、私の地域でも解約されたという報告は受けております。

地権者からも相談を受けておりますが、実際には、まだ載ってきておりませんが、相当の部分で、私も解約された田んぼを見て回っておりますが、やはり地権者では直せないような状態にもなっておりますので、そうとう協議して地権者と耕作者を探さなければいけない状況になってきています。例えば、田んぼの畦際に石がごろごろしていたり、水たまりがだいぶ酷かったりしていますので、そういう業者に見積もってもらわないと、なかなかあつ旋できないような状況になってきていますので、当然のことながら経営されているのは十分承知している。ですけれども、これだけの面積放すのであれば、当然農業委員がおられますので、きちんと報告をして協力を得るとか、そういう方向性もあったのではないかと思いますので、やはり、一農業委員としてもきちんと道義的責任があるのではないかと思いますので、きちんとその辺やってもらいたいという気持ちはあります。以上です。

議長(加茂重夫君)

私も見てますけども、ほんとに、どうしてこれだけの面積やめられるのか。別の所に耕作を求めているのか、それはわかりませんが、それはわかりませんが、良いとこ取りをしているようではね。今まで助けてくれた人達にも本当に迷惑をかけることになるわけだから。

私事の事を言っって悪いんですけども、最初、子供が小さい時、小さい田んぼを止めて、大きな田んぼの話はありましたけれども、そっちの田んぼばっかに移ったんでは、私の信用がおちると思って。切ない時、皆さんから助けてもらった田んぼなんだという良いとこ取りはしないようにしていましたけれどもね。

放された人たち、困っていると思いますよ。20年くらい前なら皆農家をしていたんだけれども、部落で何人もいない中で、どうしたら良いのか、山間地はね。

最初、意気込みがあつて人のをまかったわけだから、体が壊れて駄目なら皆さんが認めますけれども、農業委員たる人が、人から「大したもんだな」「頑張ってるんだな」と思われるような態度でないと駄目だと思います。私は、良いとこ取りばかりは駄目ですね。以上です。

<p>7番(飯岡佐治雄君)</p>	<p>あと他にありませんか。 一言付け加えさせてください。私共も機械を入れて、ほ場を傷めてもいますけれども、その都度、毎年修繕をして今までやってきているので、誰とは申しませんけれども、放棄して、それを皆、私共が悪いとされるのも問題かと私は思います。</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>はい。</p>
<p>7番(飯岡佐治雄君)</p>	<p>はい。 うちの地域の田んぼどうしようかなという人の聞くこともあるんですよ。[REDACTED]に頼めば何とかしてくれるという評判がうちの辺りでは有りますんで、気をめげずに積極的にやっていただく。まだ、若いですからね。地域のためという話もあるかもしれません。地域計画というのも、また新しく出てきますから、いろいろとお世話になるかもしれません。</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>(しばらく声なし。)</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p>	<p>次に、事務報告をお願いいたします。 令和5年2月28日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。 (事務報告)</p>
<p>議長(加茂重夫君)</p>	<p><b>【議案8 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】</b> 以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく声なし。)</p>
<p>議長(永井尚文君)</p>	<p>無いようでありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。 これにて、加茂市農業委員会第34回定期総会を終了いたします。 (閉会時刻:午前10時53分閉会)</p>

令和5年3月29日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長 代 理

---

1 3 番 委 員

---

1 4 番 委 員

---